

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	自立支援医療費(精神通院)支給認定申請に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院)支給認定申請に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定に基づき、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請に係る申請書等を受理し、大分県へ進達する。また、大分県からの交付依頼に基づき、申請を行った者に自立支援医療受給者証を交付する。 障害者総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①自立支援医療費(精神通院)の支給認定申請(新規・再認定・医療機関変更・保険証変更)の受理に関する事務 ②自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書の進達事務及び自立支援医療受給者証の交付に関する事務
③システムの名称	1 福祉総合システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	福祉支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部福祉支援課 TEL 0979-62-9802
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部福祉支援課 TEL 0979-62-9802
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号は認定事務の際に複数の職員で記載誤りがないか確認しており、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄も複数人で確認しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施しており、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各担当者がアクセスできないように対策を行っているためリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部福祉支援課	健康福祉部福祉支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	中津市福祉部福祉支援課	中津市健康福祉部福祉支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	I 関連情報 3・個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の84の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	番号法第9条第1項及び別表117の項	事後	番号法の一部改正に伴い修正
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の110の項	番号法第19条第8号及び番号第19条第8号に基づく主務省令第2条の表146の項	事後	番号法の一部改正に伴い修正
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	申請書に記載された個人番号は認定事務の際に複数の職員で記載誤りがないか確認しており、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄も複数人で確認しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	宛名システムやその他の業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施しており、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各担当者がアクセスできないように対策を行っているためリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴い追加